

見積依頼仕様書

1 件名

複写機賃貸借及び引取契約並びに保守契約

2 複写機賃貸借契約について

(1) 賃貸借機器の種類及びその数量

フルカラー複写機 1台

(2) 賃貸借機器の仕様

「フルカラー複写機基本仕様」(別紙1)の各項目を満たし、見積書の提出日において、最新機種の新品(未使用品)であることとし、再生機・中古機は不可とする。

なお、複写機本体及び付属品を合わせて仕様を満たせば良い。

(3) 賃貸借機器の設置場所

栃木県宇都宮市小幡二丁目1番11号

宇都宮地方法務局訟務部門

(4) 賃貸借機器の設置期限

平成29年6月30日(金)

設置の日程については、事前に当局担当者と十分に協議すること。

(5) 賃貸借機器の設置方法等

設置場所は、当局職員の指示に従うこと。

設置後、直ちに使用できるよう調整及び動作確認を行うこと。なお、調整作業には、法務省LANシステムへの接続調整作業を含める。

設置業者は、責任を持って梱包材料等を処分すること。

設置業者は、機器の搬入の際、当局の施設・設備等を毀損しないように養生を行うなど万全の準備を払い、事故防止のため必要な安全対策をとること。万が一、事故等が発生した場合は、当局担当者に速やかに報告し、設置業者の負担により原状回復及び修理を行うこと。

(6) 契約内容等

おおむね60か月継続して契約を行う予定であるが、契約は単年度契約とする。

なお、契約内容は、別紙2のとおりとする。

3 機器の引取契約について

(1) 引取対象機器

引取対象機器については、次の①、②の機器とする。

①R I C O H C 3 8 5（設置場所 宇都宮地方法務局訟務部門）

②R I C O H M P 6 0 0 0（設置場所 宇都宮地方法務局訟務部門）

(2) 引取りの方法等

機器の引取りは、賃貸借機器の設置と同時に行うこと。

設置業者は、機器の引取りの際、当局の施設・設備等を毀損しないように養生を行うなど万全の準備を払い、事故防止のため必要な安全対策をとること。万が一、事故等が発生した場合は、当局担当者に速やかに報告し、設置業者の負担により原状回復及び修理を行うこと。

4 複写機保守契約について

(1) 保守料金

設置業者は、見積書に記載した1枚当たりの保守料金をもって、消耗品（用紙は除く。）を含む保守サービスを提供することとし、最低保守料金（基本料金等）は設定しないこととする。

(2) 契約内容等

おおむね60か月継続して契約を行う予定であるが、単年度契約とする。

なお、契約内容は別紙3のとおり、保守の仕様は別紙4のとおりとする。

5 見積金額の算定方法について

次の(1)ないし(3)において算出した金額を合算した金額に消費税及び地方消費税を含めた金額をもって見積金額とする。

なお、消費税及び地方消費税を含めた金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てることとする。

(1) 賃貸借契約に係る見積金額

60か月契約する場合における賃貸借料の総額及び搬入・設置等に要する金額（いずれも消費税及び地方消費税は含めない。）とする。

なお、契約書に記載するので、1月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税は含めない。）についても見積書に記載すること。

(2) 機器の引取契約に係る見積金額

前記3(1)の機器の引取りに要する費用の金額（消費税及び地方消費税は含めない。）とする。

(3) 複写機保守契約に係る見積金額

賃貸借機器を60か月賃貸借した場合のフルカラーコピー1枚当たりの保守単価及びモノクロコピー1枚当たりの保守単価に、次の①、②の使用予定枚数をそれぞれ乗じた金額（消費税及び地方消費税は含めない。）とする。

ただし、使用予定枚数は、実際の使用枚数を保証するものではない。

①フルカラーコピーの使用予定枚数 165枚

②モノクロコピーの使用予定枚数 32, 335枚

なお、契約書に記載するので、フルカラーコピー1枚当たりの保守単価及びモノクロコピー1枚当たりの保守単価（いずれも消費税及び地方消費税は含めない。）についても見積書に記載すること。

6 誓約書の提出

見積合せへの参加を希望するものは、「誓約書(役員等名簿添付)」(別紙5)を作成の上、見積書の提出期限までに見積書の提出場所に提出すること。

なお、誓約書の提出は契約締結の条件となるため、誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合は、その契約は無効とする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項は、設置業者と当局が協議の上、決定する。